

この間の動きなど

弁護士小松雅彦

各地で、ホットライン（電話相談）に多くの方から相談がよせられ、弁護団も必死に対応を続けています。各地の訴訟説明会にも多数の方が参加されています。しかし、カルテなどの証拠が無い方が多く救済法の救済が受けられないのは残念です。それでも、2月28日に66名の方の追加提訴を行えました。今後も毎月追加提訴を行っていきます。

今後も薬害肝炎患者の掘り起こし・救済、原告となれない患者の救済にもつながる医療向上・生活支援などの恒久対策、真相究明・再発防止が大きな課題です。

3月17日、原告団と舛添厚労大臣との第1回定期協議が行われました。定期協議は、年始の基本合意で勝ち取ったものです。大臣と恒久対策、薬害再発防止策について直接、定期的に協議できる「定期協議」は極めて大きな武器です。薬害エイズ事件、ハンセン病国賠事件でも勝ち取り、定期的に協議を重ね、大きな成果を上げています。

年度内にまず1回目を実施してははずみをつけるために急遽3月17日という日程となりました。当日、午後5時35分頃～6時45分頃まで、厚生労働省9階の会議室で、原告65名、付添の弁護士35名の参加で行われました。諸般の事情から原告団＋付添の弁護士という形です。原告団からは、山口さんの挨拶・決意表明、平井さん、東京32番さんの肝硬変患者としての意見陳述、福田さんの検証・再発防止についての意見陳述、浅倉さん、桑田さんの恒久対策についての意見陳述、出田さんの被害救済（薬害肝炎の患者の調査など）についての意見陳述が行われ、弁護団が若干の補足発言をしました。特に、平井さん、32番さんの意見陳述は、とても心をうつもので、肝硬変患者の救済が急務であることを大臣に強く印象づけたと思います。舛添厚労大臣は、恒久対策、検証・再発防止、被害救済について、具体的に詰めていく作業部会を原告団と厚労省の間で作ることを約束しました。これは、とても大きな成果です。なお、大臣は、厚生労働省改革を熱を持って語っていました。次回の定期協議は今年の7月頃行われます。

各地の原告団は作業部会の担当を決めて自ら主体となって活動します。なお、原告団は、この間、全国及び各地のレベルで総会等を行い組織体制の整備をしました。代表は山口さんが引き続いて担われます。

一方、田辺三菱、日本製薬との交渉は進展していません。企業は、きちんと責任を認めず、原告団の要求に応えようとしていません。おぎなりの謝罪でお茶を濁そうとしています。引き続いての対企業の運動が必要です。大臣、田辺三菱、日本製薬あての署名活動は、今後も継続します。

5月19日から肝臓週間があります。日本肝臓病患者団体協議会が、ウイルス肝炎総合対策の推進を求めて国会請願活動を行い、署名を集めています。こちらの署名にもご協力よろしくお願いいたします。

薬害肝炎の救済法の成立・国との基本合意、定期協議、ホットライン、各地相談会への多数の方の参加、B肝訴訟の提訴、など大きな動きがあり、社会に注目されているこの時期だからこそ、運動を盛り上げ、全ての肝炎患者救済につなげることが重要です。

今後ともご支援、よろしくお願いいたします。